

## 第 38 回 ISMAP 運営委員会 議事録

開催日時：令和 7 年 12 月 19 日（金）10:00～12:00

場 所：Web 会議

<出席者>

【委員】（五十音順、○は委員長）

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学研究科 教授 【欠席】  
○大木 榮二郎 工学院大学 名誉教授、特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 会長  
後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 教授  
中尾 康二 国立研究開発法人 情報通信研究機構 主管研究員 【欠席】  
根本 直樹 デジタル庁 戦略・組織グループ ガバナンス・マネージャー  
間形 文彦 NTTドコモビジネス株式会社 情報セキュリティ部 担当部長  
満塩 尚史 順天堂大学 健康データサイエンス学部 准教授  
和貝 享介 公認会計士

【制度所管省庁】

中溝 和孝 内閣官房 国家サイバー統括室 審議官  
奥田 直彦 デジタル庁 省庁業務サービスグループ 統括官付審議官  
赤阪 晋介 総務省 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官  
奥家 敏和 経済産業省 大臣官房審議官（商務情報政策局担当） 【欠席】

【説明者】

ISMAL運用支援機関（IPA） 議題 1、2、3  
内閣官房国家サイバー統括室（NCO） 議題 4、5  
デジタル庁 議題 6

【事務局】

内閣官房国家サイバー統括室（NCO）

<議事次第>

1. ISMAP等クラウドサービスリストへの登録について
2. ISMAP監査機関リストへの登録について
3. 情報セキュリティインシデントについて
4. ISMAP管理基準の改定等について
5. ISMAP運営委員会の議事録公開等について
6. 政府機関等におけるクラウドサービスの利用状況について

## <議事>

### 【開会】

○事務局 第38回「ISMAP運営委員会」の開会を宣言。

○委員長 本日の議題及び進め方について説明。

### 1. ISMAP等クラウドサービスリストへの登録について

○IPA説明者 ISMAPにおいて申請を受理したサービス（新規申請4件、更新申請5件の計9件）に関して、ISMAPクラウドサービス登録規則6.1に基づく技術的審査の結果をそれぞれ7つの観点（以降の(1)～(7)）から報告します。

なお、上記9件以外の8件については、審査において特段の懸念事項がない申請として、ISMAP運営規則2.4.2に基づく手続によりクラウドサービスリストへの登録を実施します。

○IPA説明者 新規申請4件及び、更新申請5件の計9件について、以下のとおり報告します。IPAとしては、全てのサービスについて、ISMAP登録規則6.1に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。

#### (1) 基本言明要件が満たされていること

いずれのサービスにおいても、提出された言明書と個別管理策の記載内容が、ISMAP管理基準 2.2.4基本言明要件に記載の要件に適合していることを確認しました。

なお、対象外としている統制目標の項目について、対象外とする理由が合理的であることを確認しました。

#### (2) ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在しないこと

いずれのサービスにおいても、提出された実施結果報告書にて、発見事項が存在しないことを確認しました。

#### (3) 実施結果報告書における、管理策基準の発見事項の有無

提出された実施結果報告書にて、9サービスにおいては選択された4桁管理策の発見事項が存在しないことを確認しました。

#### (4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在すること

上記(3)において発見事項が存在しなかった9サービスについては、本項目は確認対象外となります。

#### (5) 3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること

いずれのサービスにおいても、3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていることを確認しました。

#### (6) 3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること

いずれのサービスにおいても、3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていることを確認しました。

#### (7) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に14.2(5)による登録

の削除を受けていないこと。

いずれのサービスにおいても、規程の違反もしくは過去に登録削除を受けたものはないことを確認しました。

○IPA説明者 合わせて以下の内容について報告。

- ・「DigitalArts@Cloud/Desk/m-FILTER MailAdviser(Microsoft365 対応版)/StartIn/f-FILTER」「Cortex Platform, Strata Logging Service, Prisma Access, Prisma Cloud およびクラウド提供型セキュリティサービス」「IIJマネージドWAFサービス」のサービス変更及びサービス名称変更について。

○IPA説明者 ISMAP-LIUにおいて申請を受理したサービス(新規申請1件)に関して、ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則に基づく技術的審査の結果を8つの観点(以降の(1)～(8))から報告します。

○IPA説明者 新規申請1件について、以下のとおり報告します。IPAとしてはISMAP-LIU登録規則に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。

**(1) 基本言明要件が満たされていること**

提出された言明書と個別管理策の記載内容が、ISMAP管理基準 2.2.4基本言明要件に記載の要件に適合していることを確認しました。

なお、対象外としている統制目標の項目について、対象外とする理由が合理的であることを確認しました。

**(2) ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在しないこと**

提出された実施結果報告書にて、発見事項が存在しないことを確認しました。

**(3) 実施結果報告書における、管理策基準の発見事項の有無**

提出された実施結果報告書にて、選択された4桁管理策の発見事項が存在しないことを確認しました。

**(4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在すること**

上記(3)において発見事項が存在しなかったため、本項目は確認対象外となります。

**(5) 3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること**

3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていることを確認しました。

**(6) 3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること**

3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていることを確認しました。

**(7) ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則別紙2に規定する要件を満たす内部監査が実施されていること。**

「附則様式\_ISMAP-LIU登録促進のための特別措置に関する特例報告書」の提出を受けているため、本項目は確認対象外となります。

**(8) その他、本制度の規程類に照らして違反がないこと。**

本制度の規程類に照らして違反がないことを確認しました。

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

- 委員 新規申請の審査中に発生したインシデントについて、IPAがCSPへ確認を行うなどの対応について検討をお願いしたい。
- 委員 審査の対象期間中に発生したインシデントでない理解ですので、そのインシデントのことは審査上の課題とならず、次回の更新時に課題となるという理解です。（今回の審査上の課題とならない点については）ルール上仕方がないと思っています。逆に言うと、ルールの限界が来ている、制度そのものの限界地点であるとの理解です。
- 委員 現状のルールにおいて、登録されていない段階でインシデントの情報提供を求められるか確認したい。
- IPA説明者 ISMAP登録規則第9章「情報セキュリティインシデント発生時の報告」では登録者が対象となっており、規定上からは明記に読み取りにくい状況となっています。
- 委員 登録後、過去のインシデントについての情報提供を求めることができるかについてはどうか。
- IPA説明者 これまで同様の事例はなく類似事例となりますが、サービス登録の有効期限内であるという考え方をもとに、登録期間中に該当することからインシデントについての情報提供を求めているケースがございます。
- 委員 現行の規則の中で運用ができるのかどうか、規定の解釈も含めて今後検討いただきたい。
- 委員長 委員からのご意見について、IPAにて検討を進めていただければと思います。
- 委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんようですので、登録が適切と判断されたサービスにつきましては、ISMAPクラウドサービスリストへの登録についてIPAの原案のとおり決定の上、事務局にて資料を整えた上で12月22日に公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員一同 異議ございません。

【注記：この議題において、ISMAP 運営規則 2.4.1 に基づき、間形委員については「IIJ デジタルワークスペースサービス」及び「IIJ マネージド WAF サービス, IIJ セキュア Web ゲートウェイサービス for Government」の討議及び議決には加わっていない。】

## 2. ISMAP 監査機関リストへの登録について

- IPA説明者 申請を受理した監査機関（新規申請1件）に関して、ISMAP監査機関登録規則6.1に基づく技術的審査の結果を2つの観点（以降の(1)～(2)）から報告します。
- IPA説明者 新規申請1件について、以下のとおり報告します。IPAとしては、ISMAP監査機関登録規則6.1に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。
  - (1) 3.1 から 3.8 に規定する要求事項を満たすことができること。

提出された申請文書及び申請文書に添付された資料等の記載内容が、ISMAP監査機関登録規則3.1から3.8に規定する要件に適合していることを確認しました。
  - (2) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に11.2(4)による登録の削除を受けていないこと。

規程の違反もしくは過去に登録削除を受けたものはないことを確認しました。

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員 感想となりますが、監査法人の裾野が広がったと理解しており、とてもよかったですと思いました。

○委員長 特にご質問、ご意見等ございませんようですので、登録が適切と判断された監査機関につきましては、ISMAP監査機関リストへの登録についてIPAの原案のとおり決定の上、事務局にて資料を整えた上で12月22日に公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

### 3. 情報セキュリティインシデントについて

ISMAPクラウドサービスリストに登録済みサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントの報告2件について、ISMAP運用支援機関からISMAPクラウドサービス登録規則に基づく直近の対応状況を報告。内容を討議のうえ、対応方針を決定した。

【詳細については非公開情報の保護やレピュテーションリスク等を考慮し、今回の議事においては公開可能な情報がないと委員において判断されたことを踏まえ、議事の公開は控えさせていただきます。】

### 4. ISMAP 管理基準の改定等について

○NCO説明者 JIS Q 27002の改訂等を踏まえたISMAP管理基準の改定に関して、次の点について報告。

- ・パブリック・コメント等を踏まえ修正したISMAP管理基準改定案の公表
- ・パブリック・コメントに関する意見への回答の公表
- ・ISMAP管理基準改定案公表後のスケジュール(案)の公表

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員長 特にご質問、ご意見等ございませんようですので、パブリック・コメントへの回答、管理基準改定案、公表のスケジュール(案)について、事務局にて資料を整えた上で12月25日に公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

### 5. ISMAP 運営委員会の議事録公開等について

○NCO 説明者 ISMAP 運営委員会の議事録公開に関して、10月開催の運営委員会の議事録(案)の修正内容及び公開までのスケジュール等について報告。

○NCO 説明者 ISMAP 等クラウドサービスリストの利便性向上に関する検討状況、新規クラウドサービス事業者向け情報提供に関する検討状況、ISMAP 運営委員会の意思決定に関する検討状況、ISMAP 運営委員会の運用改善に関する実施状況について報告。

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員 委員が委員会の意思決定に加わらない際の議事録への記載方法について、基本的に

委員等の実名は記載せず、委員から希望があった場合には、氏名、サービス名を記載する点、賛成でございます。

- 委員 サービスリストの表示項目について、本制度はいろいろなところで利用いただくことを考えると、特に PDF のところ、言明のところについても機械判読可能な形にさせていただくいろいろな形での利活用が増え、制度の発展につながると思うので、スコープとしては残して進めていただきたい。
- 委員 同じくサービスリストの表示項目について、クラウドサービスの概要を追加するのであれば、掲載される文章の記載内容について誰が責任を持つのか等を整理した上で検討を進めていただきたい。
- 委員 クラウドサービスの概要について、CSP から提示されている既存の情報を活用したほうが効率的だと思いますので検討いただきたい。先ほど委員のご発言もありましたが、入手済み PDF のところに着手いただくのが良いように思っています。
- 委員 新規クラウドサービス事業者向け情報提供について、公表データについては事業者側でも分析でき、認識することもできるかと思えますので、どちらかという、事業者において管理基準の解釈に誤認があった項目、十分な理解がなかったという項目やその原因、に関して分析したうえで情報提供することが、新規事業者が誤認なく効率的に申請を進められるということだと思っておりますので、制度内で見ているような資料の中から何か出せないかということを検討していただきたい。
- 委員長 新規クラウドサービス事業者向け情報提供に関する委員からのご意見について、NCOにて検討いただければと思います。
- 委員 ISMAP 運営委員会の意思決定について、否決のパターンに関して、規程改正案の書きぶりが意図されたとおりに読めるのか気になりましたのでご確認ください。
- 委員 同じく ISMAP 運営委員会の意思決定について、実際の運営としてどのようになるのか、時間等が効率的に進められる方法があれば検討してはどうか。
- 委員長 委員からのご意見について、NCOにて検討いただければと思います。
- 委員長 10月分の第36回ISMAP運営委員会の公開用議事録は決定ということで、12月25日に公開したいと思えます。その他の件については、引き続き検討ということでもよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議ございません。

## 6. 政府機関等におけるクラウドサービスの利用状況について

- デジタル庁説明者 政府機関等を対象とした「利用状況調査」の結果について報告。
- 委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)
- 委員 貴重な情報ありがとうございます。この情報の公開についてどのようになりますでしょうか。分析データについてはいかがでしょうか。
- デジタル庁説明者 全体の概要レベルではサイバーセキュリティ 2025 の別添のような形で公表見込みですが、分析データのようなものの公表予定はありません。
- 委員 分析データの公表についても検討いただければと思いました。

- 委員 政府機関等が利用中のサービスについて、国内サービスなのかグローバルサービスなのかの識別は分かりますでしょうか。
- デジタル庁説明者 ISMAP 登録済みサービスについては情報を入手可能だと思いますが、ISMAP 登録外サービスについては情報が手元なく、入手は難しいと思っています。
- 委員 SaaS の ISMAP 登録サービスを増加させていくことが課題だとお示ししていただき、私も同感です。ただ、SaaS 提供事業者から見ると、ISMAP 登録に関わるコストがあまりに過大だとペイしないということになるかと思いますので、コストを下げるか、あるいは見込まれる売上げの規模を大きくする。すなわち、政府機関等の需要が大きくなければ、やはりコストを考えると二の足を踏んでしまうということになるかと思えますので、この場にいる私たちでできることは、なるべくコストを下げるための工夫はどうか、リスクを抑えつつコストも下げられないかということを考えていくのが相変わらず課題なのだろうなと思いました。一方で、需要を増やすにはどうしたらいいのだろうと考えたときに、政府機関等だけでは限界があるので、やはり地方自治体などでも ISMAP の登録されたサービスが使いやすくなるような何か仕掛けがあると、すなわち、地方自治体も含めた日本全国の公的な機関での SaaS の利用というところを視野に入れて、売上規模を拡大するような仕掛けがあるとよいのではないかなというふうに思った次第です。
- デジタル庁説明者 ご意見のとおり、ISMAP 登録にかかわるコストを下げることは大事だと思っており、コストを抑える取組というものは重要だと思っています。また、地方自治体に関しましては、一義的には総務省のほうで所管している法律に照らして、そちらでも検討が進んでいるとは承知しておりますし、そういうところを踏まえながら制度設計等を考えていきたいと思っています。

## 【閉会】

- 委員長 (委員、制度所管省庁から発言がないため)。事務局にお返しします。
- 事務局 第38回「ISMAP運営委員会」閉会及び次回開催について連絡。

以上

### 《議事録に関する補足等》

- 本議事録は、ISMAP運営委員会事務局である国家サイバー統括室が作成、公開しております。
- 本議事録においては、非公開情報の保護やレピュテーションリスク等を考慮し、審査に関する詳細情報（事業者による統制に関わる情報、発見事項の内容等）、ISMAPポータルサイト (<https://www.ismap.go.jp/csm>) に公表されない情報、情報セキュリティインシデントに関する情報等については、記載しないようにしています。
- 特に、情報セキュリティインシデントに関する情報については、原則、非公開情報として取り扱っております。

- それぞれの議題・議事において、ISMAP運営委員会委員により、議事の公開/非公開可否について確認しております。
- また、委員による自由闊達な意見交換を促すこと及びISMAP運営規則「2.4委員会における意思決定」を踏まえ、発言者した委員を特定しない形としております。ただし、討議及び議決に加わっていないこと等の記載について、委員の申し出により、対象となる委員名及びサービス名等を記載する場合があります。